

条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十七号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例
埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第七号の表第一号の八の次に次の二号を加える。

一の九 道路交通法第七十五条の十二第一項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査	特定自動運行許可申請手数料	七万九千二百円
一の十 道路交通法第七十五条の十六第一項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	特定自動運行計画変更許可申請手数料	七万八千五百円

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。